

県西教育事務所だより

「学校に元気を 先生方に自信と勇気とやる気を 子どもたちに夢と生きる力を」 令和6年7月5日発行(第2号)

Challenge
For The Future!

児童生徒の学力向上や教員の授業改善につなげるために 「学校改善プラン」の適切な見直しを図っていきましょう!!



これまで県西教育事務所では、「可視化・焦点化・言語化＋アウトプット」を授業づくりの視点として重視してきました。今年度は、以下の活動の目的を児童生徒と共有することで、「主体的・対話的で深い学び」の実現につなげていくことを意識した授業づくりを進めてまいりたいと考えております。

- ・何についてアウトプットするのか
- ・何のために可視化・焦点化・言語化するのか 等

そのために各学校で作成している「学校改善プラン」の適切な見直しを以下の視点で行うことで、児童生徒の学力向上や教員の授業改善につなげていきましょう。

- 自校の成果と課題を確認【各種調査問題(全学調、県学診、フォローアップ問題等)から】
- 課題解決の方策を検討【校内研修で自校の課題から】
- 児童生徒と共有【活動の目的や相手、観点等の明確化】
- これまでの取組の振り返り【学校評価や学習評価から】

学力向上につながる授業改善を推進するためには、「学校改善プラン」を全教職員で共有することが重要です。

そして、その内容を意識して日々の学習指導で実践していただきますよう、お願いいたします。

【イメージ図】



茨城県教育委員会による生徒支援事業のご紹介

茨城県では、今年度も下記の事業を行っております。各校の児童生徒の実態に適した支援のための手立てとして、ご活用ください。申請や詳細については各市町教育委員会または県西教育事務所へお願いいたします。

カウンセリングアドバイザー派遣事業

内容: 専門家による児童生徒理解や発達障害がある子供たちへの支援への助言、ケース会議への出席及び助言、研修会や講演会等の講師 等
備考: 原則1回2時間、3回まで派遣可能

緊急スクールカウンセラー派遣

内容: 事件・事故に対応するための緊急支援として、上記のS C配置事業の他に、スクールカウンセラーを派遣
備考: 1回4時間×4回

スクールロイヤー活用事業

内容: 茨城県弁護士会から推薦された県内の弁護士による、教職員研修、法務相談への指導助言、いじめの予防教育 等
備考: 県全体で200時間派遣が可能

いじめ解消サポーター派遣

内容: いじめ・体罰等を早期に発見し、解消までを総合的にサポート。警察OBや臨床心理士等の専門家を学校等へ派遣し、児童生徒(保護者)への支援や学校等への助言を実施

スクールソーシャルワーカー活用事業

内容: スクールソーシャルワーカーによる福祉的な視点や手法を用いた児童生徒への支援、関係機関との連携、学校内における支援体制の構築、教職員研修への指導・助言 等
備考: 1回3時間(5回又は12回の学校派遣、

原則5回か25回の市町村派遣)

※スーパーバイザー派遣

内容: スーパーバイザーによるソーシャルワーカーが行う支援に対する指導助言
備考: 1回3時間

学級改善支援事業

内容: 「学級がうまく機能しない状況」の深刻化の未然防止と解消を目的に非常勤講師を配置
備考: 1日3時間、1週当たり5日間
1単位期間156時間

専門医相談事業

内容: 児童生徒・保護者・教職員を対象とした、心療内科の医師による相談事業
備考: 毎月第3金曜 15時~18時に実施
(予約・問合せ) 県西いじめ・体罰解消センター
0296-22-7830

特別支援

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学びの場の決定や見直しに係る基本的な考え方

各学校におかれましては、校長先生の深いご理解のもと、特別支援教育コーディネーターの先生等を中心に校内支援体制の強化に取り組んでいることを、訪問指導を通して実感しているところです。今後も校内研修等で、下記に示す国の方策、手引きについて、全教職員で共通理解、共通実践を進めていただきますよう、お願いいたします。

- 全ての教師が、通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態を適切に把握し、集団における授業の工夫や合理的配慮の提供を行う。
- 校長は、特別支援教育を学校運営の柱の一つとして捉え、自らも特別支援教育や障害に関する知識や認識を深めるとともに、自身のリーダーシップを発揮して、特別支援教育コーディネーター等を中心とする校内の支援体制を構築し、通常の学級担任を支え校内支援体制の更なる充実を図る。

◎参考

「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援に係る方策について」
(4文科初第2411号 令和5年3月13日)

◎参考

「障害のある子供の教育支援の手引き」より抜粋
(令和3年6月文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

校内委員会等における適切な学びの場の検討に至る段階的なプロセス

①通常の学級において、**学級全体に対してわかりやすい授業の工夫**を行う。

学習指導要領解説「指導計画の作成と内容の取扱い」参照

②ICTを含む合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の配置等により、十分に学べるか検討する。

③特別支援学校のセンター的機能の活用や外部の専門家と連携しながら支援する必要があるか検討する。

④自立活動など特別の教育課程が編成できる通級による指導や特別支援学級の必要性を検討する。

○ 就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではない。就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、小学校段階6年間、中学校段階3年間の就学先となる学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要である。

そのためには、子供一人一人の発達程度、適応の状況、各教科等の学習の習得状況、自立活動の指導の状況、交流及び共同学習の実施時間数の状況等を勘案しながら、学びの場の変更や転学ができることについて、保護者を含めた全ての関係者の共通理解とすることが重要である。

○ 特別支援学級に在籍している子供が、通常の学級で交流及び共同学習を行っている場合には、その交流及び共同学習についても、通常の学級の子供と同様に設定した指導目標、指導内容、指導方法で十分に学んでいるかや、特別支援学級における年間を通じた指導と交流及び共同学習について、指導目標、指導内容、指導方法に一貫性があったかなどについて、評価・検証し、必要な改善を行うことが必要である。

人事課

令和6年度 第1回教職員の働き方改革アクション会議

4月25日(木)に筑西合同庁舎大会議室において「令和6年度第1回教職員の働き方改革アクション会議」を開催しました。県教育庁学校教育部教育改革課 仲田郁夫管理主事から、一人一人の教職員が働きがいをもって意欲的・自律的に働ける職場環境づくりのため、今年度も「1か月の時間外在校等時間45時間以内」を目標に、働き方改革を推進して欲しい旨の話がありました。会議の後半は、市町教育委員会部会で「文書量削減」、校長部会で「月45時間を超過させない学校の取組」をテーマにグループ協議を行いました。特に、校長部会では「教頭・教務主任等の負担軽減」や「部活動顧問の負担軽減」について、各学校で実践している創意工夫あふれる取組が話題となりました。県西教育事務所としましても、各市町や学校で取り組んでいる好事例について情報発信しながら、働き方改革の推進を支援してまいります。

この会議が「魅力ある 働きがいのある職場づくり」に向けた次の一手を生み出す一助となるよう、各市町校長会等において、参加された先生方からの伝達や好事例の共有機会を設けていただき、積極的な横展開をお願いいたします。

なお、第2回のテーマは「事務職員としての働き方改革」「部活動の地域移行に向けて」を予定しています。

服務規律の確保に向けて

各学校では、「不祥事根絶に向けた取組みの徹底について(通知)」(教総第247号 令和6年5月10日)や「One IBARAKI 第13号」(教育改革課 令和6年5月17日)等を活用したコンプライアンス研修が実施されています。今年度も、全ての教職員が不祥事の根絶について「自分事として捉える」とともに、互いのコンプライアンス意識を高め、改めて服務規律の確保を徹底し、事案の未然防止に万全を期していただきますようお願いいたします。各学校の研修の実施報告とともに、「One IBARAKI」の閲覧報告についてもGoogleフォームを活用して実施します。その都度、忘れずに入力をお願いいたします。